

「法人市民税の非課税判定表」の記載方法

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第 64 条第 4 項の学校及び各種学校を含む。）が、地方税法施行令第 7 条の 4 ただし書（同第 47 条により準用）の規定により法人市民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

欄	欄の金額が零以下となる場合は、 から までの欄の記載は不要です。この判定表の「判定」欄の非課税に○を付けてください。
欄	当該事業年度中において収益事業部門から非収益事業部門へ支出した金額（法人税明細書別表 14(2)「その他の寄附金額」欄に含めた金額）を記載してください。
欄	当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表 4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額）を記載してください。
欄	当該事業年度中に還付を受け又は充当された法人税額等（法人税明細書別表 4「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」欄等の金額）を記載してください。ただし、道府県民税及び市町村民税還付金額は含めないでください。
及び欄	及び の欄を除く当期中に収入した金額で法人税の所得の計算上、益金不算入とされた金額を記載してください。なお、法人税明細書別表 4 で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含まれません。
欄	損金算入限度額を超えた寄附金の金額（法人税明細書別表 4「寄附金の損金不算入額」欄の金額）を記載してください。
欄	当該事業年度中に法人税法上損金不算入とされた法人税の金額（法人税明細書別表 4「損金経理をした法人税等」欄の金額）を記載してください。
欄	当該事業年度中に法人税法上損金不算入とされた納税充当金の金額（法人税明細書別表 4「損金経理をした納税充当金」欄の金額）のうち、法人税に充てた金額を記載してください。
～欄	から までの欄を除く当期中に支出した金額で法人税法上損金不算入とされた金額（法人県民税及び法人市民税を除く。）を記載してください。また、修正申告、税務署の更正処分等による過年度分の法人税額についてもこの欄を使用して記載してください。
欄	欄に記載すべき金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨ててください。

(注)この計算は、基本的には法人税明細書別表 4 による申告調整の逆の手順によるものですが、法人県民税及び法人市民税については非課税判定表の減算項目からは除かれます。これらの金額が一括して納税充当金等として減算されることのないように注意してください。